

千葉県議会議員

鈴木ひとし

「県政三つの重点課題」

- ① 「低福祉ちば」からの脱却、高齢化に対応した地域医療・福祉体制の確立
- ② 「未来をつくる教育」人への投資を最優先
- ③ 「開かれた県政へ」議会改革、行政改革を推進



声なき声を聴き、よりそう政治

鈴木ひとしの質疑をご覧ください。
http://www.gikai.pref.chiba.lg.jp/?tpl= speaker_result&speaker_id=334



【プロフィール】 1964年(昭和39年)2月23日 習志野市津田沼生まれ津田沼育ち 菊田保育所 習志野市立津田沼小学校 習志野市立第一中学校 県立八千代高校 日本大学経済学部卒
千葉県議会議員 千葉県都市計画審議会委員 【資格】宅地建物取引士 マンション管理士 二級建築士 被災建物応急危険度判定士 JAF国内A級ライセンス

鈴木ひとしは3年9ヶ月間の議会活動で、建物耐震化など防災対策、災害時や高齢者の住宅確保政策、県有施設老朽化対策をはじめ、子供のいじめ問題、保育の充実など教育対策、中小・小規模企業の振興など経済政策、生活困窮世帯への教育支援など福祉政策、地域猫対策や芸術文化振興など多くの政策を提言して参りました。平成30年度予算には緊急輸送道路沿道建物耐震診断の義務化や、県有施設老朽化対策、教育支援など、鈴木ひとしの政策提案が事業化されています。

同時に、鈴木ひとしは議員の重要な役割である行政監視にも厳しく取り組んで参りました。県が14年間に渡り、事態を公表してこなかった、幕張メッセのステンレス製屋根に生じたサビの問題は鈴木ひとしの質問から明らかになりました。この問題は各マスコミでも大きく報道され、県は原因究明の第三者委員会を設置し検証をしています。

私たちの習志野市は加速する高齢化による地域医療・介護資源の不足、待機児童の増加、正規教員の不足など、都市部特有の課題を抱えています。鈴木ひとしはこれらの課題に対して、県当局とともに解決に向けて引き続き取り組んで参ります。

鈴木ひとし、立憲民主党の代表質問に登壇

平成30年度12月県議会では、県立高校へのエアコン設置事業（債務負担行為13億8,400万円）および12月補正予算21億3,300万円などの議案43件が可決されました。鈴木ひとしは立憲民主党千葉県議会議員会を代表して質問に登壇し、一期目の議員活動の集大成として、8常任委員会の課題全39問を60分間に渡って質問しました。

移民大国日本へ？ 外国人受入制度について

問題点は 安倍政権は従来の方針を転換し、「人手不足」解消のために外国人労働者の受け入れの拡大を決定しました。この決定は事実上の「移民の容認」となり、今後の我が国のあり方に大きな影響を及ぼすと考えられます。

県によると、平成29年末時点での、県内の在住外国人は前年比約10%増の143,354人であり、急速に増加する在住外国人との共生にあたり、「既存住民との文化の差による軋轢」「外国人の子供の学校における教育」など、すでに様々な問題が生じています。私たち立憲民主党は、現行の外国人労働者受け入れ制度の問題点を徹底的に検証し、新制度に反映するべきとの考えですが、4月の法案施行が迫るなか、県内の現状と課題について質問しました。

Q 鈴木県議

県内事業所における外国人の就労状況について、産業別、資格別の比率や過去5年間の推移も含めた詳細はどうか。

滝川副知事

A

千葉労働局が公表している「外国人雇用状況の届出状況」によると、平成29年10月末現在で、県内の外国人労働者数は5年前と比較すると約25,000人の増加し49,335人です。在留資格別では、留学生のアルバイトなどの「資格外活動」が32.5%、「技能実習」が19.8%であり、「資格外活動」が急増している状況です。

Q 外国人が増える中、外国人住民にも暮らしやすい社会づくりに向けて、県はどのように取り組んでいるのか。

A

在住外国人については、言語や習慣等の違いから、行政情報の入手が困難であったり、コミュニティで孤立化するなどの課題があるため県では、HPや冊子で、多言語により日常生活・医療・教育等、暮らしに役立つ情報を提供しているほか、総合的な相談窓口を設置し、在住外国人の暮らしを支援しています。

Q 県は、多文化共生を進める上で、市町村の取組をどう支援しているのか。

A

県では、市町村での取組が効果的なものとなるよう、国や市町村、民間団体が参加する「市町村担当者会議」や「多文化共生社会づくり連絡協議会」等を開催し、それぞれの取組や課題などを共有するほか、連携を進めています。

今後の課題は 外国人を受け入れるのであれば、外国人と家族が安心して生活し、教育を受け、経済や社会の担い手として暮らせる共生社会を構築が求められます。県は市町村を支援するために、先進自治体の事例共有などを通じて、早急に対応策を講じる必要があり、在住外国人との共生と生活支援を行う部署の設置など、具体的な施策や予算確保について、国や市町村との連携も不可欠です。

外国人児童生徒の教育体制について

問題点は 新たな外国人の受入制度により、急増する外国人の児童生徒たちの教育体制整備も、今後大きな問題となると想定されます。平成28年に文部科学省が、外国人など日本語指導が必要な児童生徒への教育について、現状と課題などについて調査をおこなったところ、対象となる児童生徒は10年間で1.6倍に増加し、また、その約2割が日本語指導を受けられていないことも明らかになりました。

Q 県内公立小中学校における、日本語指導を必要とする児童生徒数はどうなっているか。また指導をする教員数について、市町村からの要望と実際の配置状況はどうか。

澤川教育長

A

平成30年度の調査では、本県における日本語指導を必要とする児童生徒数は、約1,500人です。本年度、市町村教育委員会から日本語指導担当教員の加配要望があった数は、千葉市を除き81人であり、これを受けて、県教育委員会では、国から措置された38人の教員を配置しております。

今後の課題は 質疑により、市町村からの要望の半分以下しか日本語指導担当の加配教員が配置されていないことがわかりました。的確な指導を受けられず、日本語での授業を十分に理解できない外国人児童生徒の中には、学校への通学を止めてしまう事例もあり、結果として日本人社会に溶け込むことが出来ず、孤立化し、問題を引き起こす可能性があります。また外国人児童生徒が通う学級での担任教師の負担増から、教員の多忙化、日本人児童生徒への指導時間の不足が生じる可能性も指摘されており、加配教員の定数通りの配置が喫緊の課題です。



習志野市立秋津保育所で、小学校就学前の子ども達への交通安全モデル事業の視察

子供と保護者の交通事故防止対策について

問題点は 県内で歩行中の交通事故死傷者数を年齢別にみると、小学校入学年度である7歳児が77名（平成29年度）と突出して多くなっています。また全国でも同様に7歳児の交通事故死傷者数は突出して多くなっており、就学で行動範囲は広がるものの、危険回避の方法を身に付けていないことが原因と考えられています。

Q 7歳児の交通事故防止対策という観点から、県としてどのような取組を行っているのか。

森田知事

A

県内の歩行中の交通事故による死傷者数を年齢別に見ると、7歳児が際立って多くなっており、こうした事故を防止するためには、小学校の入学前後における交通安全教育が大変重要となっています。このため県では、警察と連携し、今年度から新たに、幼稚園や保育所において、幼児と保護者を対象に、年間を通じて交通安全教育に取り組む「交通安全モデル園事業」を実施しています。また、教育委員会等とも連携し、道路を歩く時のルールをわかりやすく記載したチラシを、小学校1年生全員に配付したところです。

Q 入学前説明会等の機会をとらえ、教育委員会等と連携した取組を行うべきと思うがどうか。

A

県では、警察、教育委員会等と連携し、幼稚園教諭、保育士等を対象に指導者育成のための「幼児交通安全教育セミナー」を実施しています。

今後の課題は 7歳児の交通事故防止のために、県では幼稚園、保育所各1園で小学校就学前の幼児を対象にした交通安全教育モデル事業を始めたところです。県内で保育所として唯一モデル事業を行っているのは、習志野市立秋津保育所で、先進事例として海外からの視察の対象にもなっています。このような事業を実施するには一定の広さの園庭が必要となるなどの制約がありますが、効果を見極めながら、全ての幼稚園・保育所で入学前の交通安全教育を実施していくことが幼い命を守るために必要とされています。

問題点は「東葛土木事務所官製談合事件」
平成28年6月の「県議を囲む会」が癒着の発端に

県は利害関係者からの金品の贈与を禁止する職員倫理条例案を提出しました。「東葛土木事務所官製談合事件」は東葛土木事務所の当時の所長らが、県発注の工事を受注した建設業者に対して、入札前に予定価格を漏らしていたものです。摘発された建設業者と逮捕された元県職員らは、約10年前から東葛地区選出の自民党所属の「県議を囲む会」を千葉市内で繰り返していました。平成28年6月の会合では、夜の宴席ならば5,000円以上を要する高級な料亭が会場であったのに、県職員の会費は5,000円にすぎず、さらにコンパニオンが同席していたものでした。公判では「業者から過大な接待を受けたことも予定価格を漏らした要因の一つ」とされており、立憲民主党としては、「県職員に対する業者、議員（秘書も含む）、県OBなどの全ての利害関係者から、違法、不当な働きかけがあった場合の届出を規定すべき」と指摘していました。

Q 鈴木県議
 県は、倫理条例等に係る職員への周知徹底について、どのように対応するのか。

森田知事

職員倫理条例は、入札に関わる職員が起こした官製談合防止法違反事件を踏まえて、職務執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、県民の信頼を確保することを目的に、職務執行における倫理原則や事業者との間で遵守すべき事項などを明確にしようとするものです。今後、パンフレットや解説書、全所属を対象にした研修会など、様々な方法を用いて周知を図ってまいります。

Q
 県が発表した働きかけの記録制度について、記録の要件、働きかけの主体、その対象とする働きかけの範囲等を、同様の規程を有する他の都府県並に、より厳しいものとするべきと思うがどうか。

今後の課題は 今回県が発表した「働きかけの記録制度」は、議員や業者を除外して県OBのみを届出の対象としていることから、立憲民主党会派は「制度の実効性に疑問がある」と指摘しました。県は「制度については必要に応じて改善する」と述べるにとどまり、官製談合の再発防止策としては不十分なものとなっています。今後も「働きかけの記録制度」の対象範囲等を拡大することを要望し、公正な入札が実施されるように監視していきます。

公会計制度の導入と活用について

問題点は 千葉県の純資産比率2.7%、全国ワースト4位

平成28年度から、「複式簿記の導入」、「固定資産台帳の整備」など、新たな地方公会計制度がスタートしています。国は「貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書」の4表を作成するように定めており、これら財務諸表の導入により、財務状況が自治体毎に比較することも可能となり、また、企業の「自己資本比率」に相当する総資産から負債を除いた「純資産比率」を見れば、将来世代への負担状況が一目でわかるようになりました。

Q 鈴木県議
 本県の純資産比率の状況及び全国順位はどうか。また、その要因をどのようにとらえ、今後どのように対応していくのか。

高橋副知事

平成28年度決算における本県の純資産比率は2.7%であり、国が示す統一的な基準に基づき財務書類を作成した39道府県の中では、低い方から4番目となっています。この要因として、本県では、臨時財政対策債が他団体に比べ多く配分され、その残高が負債のみに計上されていることが挙げられます。

Q
 本県の有形固定資産減価償却率（固定資産の老朽化比率）はどうなっているのか。

有形固定資産減価償却率は、建物などの償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合であり、この比率が高いほど、資産の老朽化が進行していることをあらわしています。本県の平成28年度末における、一般会計等の有形固定資産減価償却率は、53.8パーセントです。

Q
 「資産カルテ」を活用することにより、「公の施設の見直し方針」策定の判断指標として利用することが有効と考えるがどうか。

施設の利用状況や行政コストなどを記載した「資産カルテ」を作成し、公の施設の統廃合など、施設のあり方検討に活用することも固定資産台帳の活用事例の一つとされています。県では、昨年度から固定資産台帳の運用を開始したところであり、「資産カルテ」の作成や活用については、他県の事例等を参考に、今後、効果や課題等を含め、研究してまいります。

今後の課題は 作成が義務づけられた固定資産台帳は、県が保有する資産の全体の把握、老朽化状況の把握、将来の資産の維持修繕に要するコストや時期の予測など、県財政の中長期的な見直し策に活用できる極めて有用なものです。

この固定資産台帳の整備は、「県有施設長寿命化計画」への活用も期待され、なかでも鈴木ひとしが過去の質問を通じて指摘してきた「計画保全のための維持管理計画書の作成」には不可欠です。また、「公の施設の見直し」により、施設を廃止する場合には従前の利用者から廃止に反対する声が上がることがあります。このような場合でも資産カルテを活用することにより、基準が明確となり、公平性、透明性が保たれることとなります。

再発防止策に批判

職員倫理条例案「不十分」と指摘

県議会

開会中の県議会12月定例会に、職員の禁止行為などを定めた県職員倫理条例案が提出されている。昨年11月に摘発された東葛土木事務所発注工事を巡る官製談合事件を受け県がまとめたが、条例案とともに示された再発防止策について議員から「不十分だ」と指摘されているにもかかわらず、県は変更する考えはないと突っぱねる。専門家は「県の対応は間違っている」と指摘している。

5日の代表質問で、立憲民主党の鈴木均県議は「ようやく倫理条例などを制定し、官製談合に毅然とした態度をとることにしたにも関わらず、なぜ他自治体の採用する平均的レベルを下回るのか」とも再発防止策として

【町野幸】

「外部からの違法、不当な働きかけを記録・検証する仕組みの導入」を掲げ、働きかけの対象を「県OB職員から」と限定している。しかし、県が行った外部からの働きかけに関する職員へのアンケート結果では、判明した50件の「違法・不当な働きかけ」のうち「県OB職員から」は5件

贈与「5000円超」なら報告書

県職員倫理条例案は、来年4月1日施行予定で、管理職が業者などから5000円を超えて現金、飲食代、物品などの贈与を受けた場合、報告書を提出するよう規定している。報告書は5年間保存し、2万円以上の場合には誰でも閲覧できるようにする。また、補助金の交付対象者や入札参加資格を持った業者を「利害関係者」と定義づけた。そのうえで、利害関係者から現金や物品、不動産が贈与され、収賄罪に該当する可能性がある行為などについて、これまで懲戒処分基準を定めていなかったが今回、初めて盛り込んだ。条例施行とともに実施する再発防止策では、外部からの働きかけの記録のほか、コンプライアンスの取り組み状況の把握、法令順守の研修の拡充などを掲げている。

にとどまったのに対し、「業者など利害関係者から」が33件、「議員（秘書含む）」から6件だった。また、県が他県の状況を調べたところ、31都府県が働きかけがあった場合に記録・公表する制度があった。だが、千葉県のようにOBのみを対象にしているところはなかった。

高橋副知事は鈴木均の質問に、職員アンケートで「予定価格のおおまかなヒントを教えた」など「対応が適切さを欠く可能性がある」とした2件がいた。また、OBからの働きかけだったことを引き合いに、現時点では業者や議員に対象を広げない考えを示した。これに対し、公文書管理に詳しい東洋大の

早川和宏教授（行政法）は「対象をOBに限定する合理的な理由はなく、指摘したうえで、働きかけの記録は適法な行政活動をしてい」と外部に証明する意味合いもある。適切さを欠く可能性のある働きかけがあった場合のみ記録するのでなく、広く記録しておくべきだ」と話している。

の交付対象者や入札参加資格を持った業者を「利害関係者」と定義づけた。そのうえで、利害関係者から現金や物品、不動産が贈与され、収賄罪に該当する可能性がある行為などについて、これまで懲戒処分基準を定めていなかったが今回、初めて盛り込んだ。条例施行とともに実施する再発防止策では、外部からの働きかけの記録のほか、コンプライアンスの取り組み状況の把握、法令順守の研修の拡充などを掲げている。

平成30年12月19日 毎日新聞【千葉版】



公会計制度について県職員との勉強会